

令和 3 年 2 月 5 日

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

緊急事態宣言の延長に伴う認定こども園等の対応について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及びコロナ禍における感染防止対策の取組にご協力いただきありがとうございます。

今般、1月14日（木）から2月7日（日）の間、大阪府を対象区域として発令されておりました緊急事態宣言が3月7日（日）まで延長されましたので、同期間についても引き続き、感染拡大防止の徹底にご協力をお願いいたします。（参考に前回1月13日付文書も裏面に記載します。）

保護者の皆様へ

堺市子育て支援部長

認定こども園等における緊急事態宣言の発令に伴う対応について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及びコロナ禍における感染防止対策の取組にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増していることを受け、1月14日(木)から2月7日(日)までの間、大阪府を対象区域として緊急事態宣言が発令されました。本市における認定こども園等については、国通知等に基づき、引き続き感染防止対策を講じた上で通常どおり保育を実施することとしますが、園関係者の感染状況についても予断を許さない状況であることから、下記の内容についてご留意いただき、感染拡大防止の徹底にさらなるご協力をよろしくお願いいたします。

記

(1) 保育の実施にあたって

○緊急事態宣言の発令に伴い、各施設に対して次のとおりお願いしておりますのでご理解願います。

- ・感染リスクの高い行動は控えること。
- ・他クラスとの合同保育など、集団による保育はできるだけ控えること。
- ・緊急事態宣言期間内に予定されている園行事やイベントについては、実施方法の見直しや延期の検討を行うこと。

○仕事等が終わったらできるだけ速やかに迎えに来ていただく、仕事を休んで家にいる場合はご家庭の状況等をふまえて必要な時間のみ登園していただくなど、園の運営にご協力願います。

○保育中に発熱等があった場合は各施設よりご連絡しますので、速やかに迎えに来ていただくようお願いいたします。

○今後、園の職員や園児の感染が判明した場合など、感染拡大状況によっては、臨時休園や家庭での保育をお願いする場合がありますのでご理解願います。

(2) ご家庭での対応等について

○手洗いやうがいをはじめとする一般的な感染症対策を徹底するとともに、お子さまやご家族の検温等による健康管理や健康観察を行ってください。

○お子さまやご家族に発熱などの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、必ず登園を控え、各施設へご連絡ください。

○お子さまに発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

○家庭内における感染が増加していることから、保護者の皆さまにおかれましても、感染リスクが高まる「5つの場面」(①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ会食 ③マスクなしでの会話 ④狭い空間での共同生活 ⑤居場所の切り替わり)に注意してください。

○万一、園の関係者に感染者が出た場合には、偏見等が生じないよう、人権に十分ご配慮願います。

○医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な方々(警察、消防、高齢・介護施設や保育施設等の職員)やそのご家族などを思いやり、支えあう気持ちを持って行動願います。

(3) 保育料について

○通常開所ではありますが、自主的な登園自粛を妨げるものではありません。なお、これに伴う保育料の日割り対応は行いません。

○ただし、在園児や職員が陽性となった場合や濃厚接触者となった場合には、これまでどおり臨時休園や登園自粛要請を行う対応とし、保育料についても日割りにて減額します。